

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会 議 年 月 日	令和８年５月８日（金曜日）		
開 会	午前 10 時 36 分	閉 会	午前 11 時 16 分
場 所	市役所本庁舎 7 階 第 1 委員会室		
出 席 委 員 (8 名)	委 員 長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠 席 委 員	なし		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	事 務 局 次 長 太田奈津美 主査兼議事係長 谷島 孝子		
出 席 説 明 員	【総務部】 総 務 部 長 塩谷 範夫 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 加藤 るつ 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職 員 課 長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 次長兼資産活用推進課長 福井 一郎 資産活用推進課課長補佐 西川 裕二 【総務部 税務・債権管理局】 税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 市民税課課長補佐 大坪 宗臣 固定資産税課課長補佐 蜂谷 知哉 【総務部 人権政策局】 人権政策局長兼人権推進課長 北村 貴子 中央人権福祉センター所長 久野 明男 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター主査 川上 正樹 【危機管理部】 危 機 管 理 部 長 山川 泰成 危 機 管 理 課 長 田川 新一 危機管理課課長補佐 岸本 直章		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前 10 時 36 分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 だいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

まず、塩谷総務部長に御挨拶をいただいた後、４月・５月の人事異動で異動された執行部の方に、自己紹介をお願いしたいと思います。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。本日は、臨時会、総務企画委員会の開催、心より感謝申し上げます。本日、総務部・危機管理部から御説明します議案であります。まず、議案第 70 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、所管に属する部分ということ、これは、令和 8 年 4 月 4 日の暴風雨の被害を受けた施設の修繕経費として、3 事業を計上をさせていただいております。次に、議案第 72 号財産の取得については、消防ポンプ自動車の取得に係るものでございます。また、議案第 73 号と第 74 号、こちら、専決処分事項の報告及び承認については、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分しました鳥取市税条例の一部改正と、令和 8 年 4 月 1 日に専決処分しました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について報告させていただくとともに、御承認を求めるものでございます。

以上、4 件の議案につきましては、この後、担当課長から説明をさせていただきますので、本日は、審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、４月と５月の人事異動により、新たな体制でスタートをしておりますので、人事異動のあった各職員から、順次自己紹介のほう、させていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 福井課長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。このたびの５月の人事異動によりまして、総務部次長兼資産活用推進課長を拝命いたしました福井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北村貴子人権政策局長兼人権推進課長 このたびの人事異動で、人権政策局長兼人権推進課長を拝命いたしました北村貴子と申します。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤るつ行財政改革課参事 ５月 1 日の人事異動で、行財政改革課参事を拝命いたしました加藤です。よろしくお願いいたします。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター兼ねまして、人権交流プラザの所長を、４月 1 日付で拝命いたしました久野明男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○大坪宗臣市民税課課長補佐 ４月 1 日付で、市民税課課長補佐を拝命しました大坪宗臣と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○蜂谷知哉固定資産税課課長補佐 ５月 1 日の人事異動で、固定資産税課課長補佐に任命されました蜂谷知哉といいます。よろしくお願いいたします。

○岸本直章危機管理課課長補佐 ４月 1 日の人事異動によりまして、危機管理課の課長補佐を拝命いたしました岸本と申します。よろしくお願いいたします。

挨拶につきましては、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。福井課長と申し上げました、福井次長ということで、訂正させていただきます。

審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 70 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第 70 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。宮崎課長。

○宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議案第 70 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A 4 横の資料の 1、総務企画委員会説明資料、令和 8 年度 5 月臨時補正予算に沿って進めさせていただきます。なお、資料の左に、予算書並びに事業別概要のページを振っておりますので、併せて御覧いただければと思います。また、歳入につきましては、歳入の特定財源で説明ができるものについては、省略をいたしております。

それでは、2 ページを御覧ください。一番上の段でございます。款繰越金、前年度繰越金、補正額が 4,448 万 1,000 円でございます。こちらは、このたびの一般会計補正予算（第 1 号）、総額 8,080 万 2,000 円、こちらに必要となる一般財源でございます。

歳入については、以上でございます。

◆吉野恭介委員長 福井次長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。それでは、歳出について御説明いたします。説明については、資料 1 と、資料 1 の 1、こちらで行います。

まず、資料 1 の 3 ページを御覧ください。上段でございます。款・項・目、総務費、総務管理費、財産管理費の包括的施設管理事業費でございます。予算書は 12 ページ、事業別概要は 7 ページとなります。補正額は 695 万 1,000 円、補正後は 5 億 4,226 万 8,000 円となります。財源は、その他財源 61 万 3,000 円、この内訳は雑入でございまして、公益社団法人全国市有物件災害共済会に加入しております物件については、修繕に要しました費用が支払われます。風水害、こちらの修繕に要した費用の 50%が支払われるものとなります。そして、一般財源が 633 万 8,000 円となります。

資料 1 の 1 を御覧ください。こちら、被害を受けた施設と被害内容となります。包括的管理委託の対象物件であります物件で、屋根材の一部剥離や、車庫シャッターなどに被害を受けました。施設別では、小・中・義務教育学校 9 施設、保育園 2 施設、支所 2 施設、計 13 施設となります。先ほど申しました保険金の対象となりますのは、ナンバー 2 の青谷支所のシャッター、ナンバー 4、すくすく保育園、ナンバー 9 の浜坂小学校体育館、ナンバー 13 の湖南学園となります。

免責金額 5 万円以下のものと、外構などの工作物については、保険に加入していませんので、今回の雑入の対象外となるものでございます。

2 ページ目に、主な破損箇所の写真を掲載しております。これらの破損箇所を迅速に復旧す

るため、今回補正予算をお願いするものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 久野センター所長。

○久野明男中央人権福祉センター所長 中央人権福祉センター、久野でございます。続きまして、２項目めの、予算費目は民生費、社会福祉費、人権福祉センター管理費、事業名は人権福祉センター管理費でございます。予算書は１２ページ、事業別概要は８ページ上段を御覧ください。補正額は１３万円の増額でございます。これは、令和８年４月４日の暴風の被害を受けた施設の修繕に係る経費で、内訳としましては、高草人権福祉センター自転車置場の屋根の破損に対する修繕費６万４,０００円、河原人権福祉センター屋外倉庫のトタンの剝離に対する修繕６万６,０００円でございます。財源は全て一般財源でございます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。同じく、資料１の３ページ目、一番最後の項目となります。消防費、消防費、消防施設費、消防施設等整備費の消防ポンプ格納庫等維持管理費でございます。６５万５,０００円の補正をお願いするものでございます。財源として、その他は、建物等損害共済金を２分の１充当することとしております。これは、前２件と同じく、４月４日の暴風雨により、水害時に使用する水防資機材を保管しております水防倉庫に被害が生じたことから、この修繕を行うものでございます。被害を受けました水防倉庫は、野坂川近くにある野坂水防倉庫でございまして、暴風雨により、屋根の一部が剝離したものでございます。説明は以上でございます。

以上で、令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）、所管に属する部分の説明を終わります。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 包括的施設管理事業費なんですけれども、これは、２００万円未満の包括管理対象の修繕ということで、１４件上げられてるんですけれども、今回、教育委員会のほうで、２００万円以上の分が上がってきて、それは、取りあえず、ばーっと点検して、見積り取って、２００万未満か、そうでないのかで振り分けたっていうふうに教育委員会のほうからは聞いたんですけど、ちょっとこの、今回提案するに当たってね、この修繕箇所、どういう作業をしたのか、どういうことをやって、この２００万円未満と以上の、誰が、それをやったのかっていうのも、教えてもらえませんか。

◆吉野恭介委員長 福井次長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。今回の被害報告受けましたら、まず、日本管財も現場に行きましたし、あと、資産活用推進課の職員のほうも、技術者のほうも現場もしくは写真等で状況を確認して、見積りを業者から取って、今回上げさせていただいた状況でございます。全ての内容につきましては、資産活用の技術者のほうで全部チェックしておりますので、それは御安心いただけたらと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 別に疑ってるわけじゃないんだけど、どういう手順を踏んで、こうやって

振り分けたのかなと思ってですね。

それで、すごい風が吹いて、要は現場の学校だったり、保育園だったり、そういうところから、壊れてるんだけどもってという連絡があったところだけに行かれたのか、一応、管理している物件は、全部、連絡がなくても、大丈夫ですかとか、何か一声かけて点検したとか、してないとか、その辺りはどうなんですかね。

◆吉野恭介委員長 福井次長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 資産活用推進課、福井でございます。公共施設の被害状況につきましては、包括だけじゃなくて、危機管理課のほうも庁内に周知をされましたし、あと、財産経営課のほうで保険加入していますので、そちらのほうからも、被害状況あれば報告してくださいというような働きかけをしています。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。ちょっともう一回、損害共済金対象の施設名を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 福井次長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 損害共済金の対象ですけれども、青谷支所、こちらはシャッターの破損です。あと、すくすく保育園、これも屋根の破損。浜坂小学校は、体育館の軒天が破損したものでございます。あと、４つ目が湖南学園、これは、体育館の屋根の一部が剥がれたもの。計４件が保険の対象となります。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 資料１の１、マネジメントフィー（管理経費）というやつがありますが、これを説明してください。

◆吉野恭介委員長 福井次長。

○福井一朗次長兼資産活用推進課長 こちらのマネジメントフィーでございますけれども、日本管財のほうで、この包括的管理施設、こちらを管理するに当たりまして、一応、手間賃でございます。現場に見に行ったり、見積徴収したり、業者との打合せ等をしたりする管理費でございます。今まで、新たに業務を発注しておりますので、これについては、当然、マネジメントフィー３％かかったということでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第 70 号令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 72 号財産の取得について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 72 号財産の取得について、執行部、説明をお願いいたします。
田川課長。

○田川新一危機管理課長 危機管理課、田川でございます。議案第 72 号財産の取得について御説明申し上げます。資料は、付議案の 5 ページ目を御覧いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

これは、鳥取市消防団の各分団に配備してございます消防ポンプ自動車のうち、老朽化した 2 台を更新することを目的とするものでございます。取得方法は一般競争入札、取得金額は 5,764 万円、取得の相手方は、鳥取市古海 356 番地 1、株式会社吉谷機械製作所でございます。

なお、納期は、令和 9 年 3 月 26 日までとしておりまして、納入後は、河原第 3 分団と青谷第 5 分団に、各 1 台配備する予定としております。

予定価格が 2,000 万以上の動産の買入れとなるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 72 号財産の取得についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 73 号専決処分事項の報告及び承認について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第 73 号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説明をお願いします。中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島でございます。議案第 73 号は、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分をいたしました、鳥取市税条例の一部を改正する条例につきまして、内容を御報告し、その承認をお願いするものでございます。付議案は 7 ページ、付議案の説明資料は、資料 2 の 2 ページ～38 ページで、こちらの資料 3 ページ以降、ページ数は多くございますが、新旧対照表となっております。説明資料の 2 ページ目で御説明をさせていただきます。

まず、改正の目的でございます。地方税法の一部改正に伴う条例改正で、軽自動車税の環境性能割の廃止、固定資産税及び都市計画税のわがまち特例による課税標準の特例の追加、個人

住民税の長期譲渡所得に係る課税の特例期限の延長のほか、所要の整備を行うことを目的とするものでございます。

次に、改正の主な内容といたしまして、（１）～（４）まで上げておりますので、順次説明をいたします。１つ目でございますが、取得時に課税される軽自動車税の環境性能割が、令和8年3月31日をもって廃止されることに伴い、所有によって毎年課税される軽自動車税の種別割を、軽自動車税と名称を改めるとともに、関係する文言、条項、文言の削除など、所要の整備を行いました。

２番目です。固定資産税及び都市計画税について、地域決定型の地方税制特例措置である、わがまち特例のうち、劇場や音楽堂などの一定の施設において、高度なバリアフリー改修が行われた場合の特例措置の割合を定める規定を追加するとともに、再生可能エネルギー発電設備に対する特例率の拡充など、所要の整備を行いました。

（３）番です。個人の住民税に関し、優良住宅宅地造成に資する土地等の譲渡に係る課税特例の適用期限を、令和8年度から令和11年度へ延長する改正を行ったものでございます。

最後、４番目でございますが、これは、他の、その他文言の整理や、条項ずれ等の修正など、所要の整備に関する御説明でございます。

施行期日は、令和8年4月1日からで、所要の経過措置等を設けることとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ２ページの２の改正内容の（２）のところを教えてくださいと思います。

高度なバリアフリー改修が行われた場合、この内容と、特例措置の割合を定める規定を追加とありますけども、内容と割合を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 委員から御指摘ありました内容でございます。今回、改正の中では、今まで、劇場・音楽堂等に限るとされていましたが特別特定建築物につきまして、既存バリアフリー改修事業の国の補助を受けたものについても適用対象とするようになっております。

バリアフリー改修の主な内容としましては、主として、高齢、不特定多数の者が利用し、高齢者・障害者等利用施設で、バリアフリー改修ですとか、トイレのバリアフリーの改修でありますとか、スロープの設置等につきまして、改修されたものについて、特例措置を設けて軽減するというような内容になっております。

割合としましては、特例率は３分の１ということで、法のほうで規定されておりますので、条例のほうでも、参酌基準３分の１を適用するように改正を行う予定でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ３分の１の割合が規定、追加されたということで、ちなみに、現状がどうなってるのか、この３分の１の追加、現状を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 雁長課長。

○雁長 徹固定資産税課長 固定資産税課、雁長です。現状につきましては、この特例は、適用

される施設はございません。これ以降、活用、対象が出てくれば、この制度を利用したの軽減措置が出てくるということになります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、星見委員。

◆星見健蔵委員 1つ目のですね、軽自動車税環境性能割というのは、どういう車が対象になったんでしょか。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。こちらの軽自動車税の環境性能割には、全ての軽自動車で取得をしたときにかかる税金ということになっておりますので。少々お待ちください、ちょっと考えています。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。大変失礼いたしました。取得価格が50万円を超える3年以上の軽自動車というものにかかる税金でございます。中古車・新車変わらず、同じようにかかる税金でございます。取得価格に対して、環境性能によって、燃費性能によって率が変わりますので、ゼロ%～3%まで、それぞれ区別されております。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 排ガス規制の対象とか、そういうことではないということですね。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。排ガス規制で、電気自動車等については、それこそゼロ%ということで、税率はそういう形になっておりますし、ゼロ%～3%まで、それぞれの環境性能によって税率が細分化されているという状況でございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 この環境性能割が廃止されることによって、自動車税が上がるということなのでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。自動車のユーザーにとっては、逆に取得時にかかった税金ですので、それを廃止しますという動きになります。これは、国の自動車税も含めた税制の改正の中でなったもので、米国の関税措置の影響を受けて、国内自動車市場の活性化を図ること、自動車ユーザーの取得時の負担を軽減・簡素化するということを目的にされたものです。

現在は、こちらの環境性能割については、直近で見込んでる令和7年度の決算見込みで、約6,500万円の税収がある見込みですが、こちらがなくなる形になります。令和8年度でいえば、こちらのほうは、賦課徴収のほうは県が代行する形になっておりまして、2か月遅れで鳥取市に入ってまいります。その関係で、2月と3月分については、4月・5月、令和8年度になってから収納しますので、この2か月分については、令和8年度も、軽自動車税の環境性能割、市税の中で歳入が発生するんですけども、これ以外の分については、国のほうで、特例の交付金ということで、全額減収補填されるということで制度化されておるものでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 関連で、今、6,500万減収、減少になるということですが、この6,500万ってというのは、さっき説明があったんですが、この減少分は、交付金で見てもらうということでもよろしいですか。ですから、要するに、毎年こういった減少分については、国のほうで、交付金で補ってもらう、賄ってもらうという理解でよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。はい、あわせて、こちらのほうの税制改正がある関係で、先ほど6,500万と申し上げたんですが、8年度については、2か月分の1,100万相当がありますので、そのところの差額のところが、また国のほうで、算定式のちょっと具体的なところまでは承知しておりませんが、減収の相当分については、地方特例交付金で措置をするということで、取りあえず決まるところでございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 2か月分についてはという、限定の、国のほうの方針ということですか。

◆吉野恭介委員長 中島局長。

○中島辰哉税務・債権管理局長兼市民税課長 市民税課、中島です。減収、1年、年度を通じて6,500万相当があったわけですので、この2か月分の税収として入ってくる部分のところは除いてということになりますので、具体的な分母がどういう形で算定されるのかは分かりませんが、単純にいったら、4,000、5,400万円程度足らなくなりますので、その辺りのところが減収あった分ということで補填されるものというふうに承知しております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第73号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

議案第74号専決処分事項の報告及び承認について（説明・質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第74号専決処分事項の報告及び承認について、執行部、説明をお願いします。入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。それでは、議案第74号専決処分事項の報告及び承認について説明をさせていただきます。本件は、病院事業管理者の給与・手当等の適正化を図るため、専決処分により、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しましたので、報告し、承認を求めるものでございます。付議案は15ページ、資料は、資料2の39ページになります。資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正の経緯でございますが、病院事業管理者の給与及び手当は、特別職の職員の給与に関する条例で定められておりますが、改正前の規定では、医師が管理者を兼務する際の手当は、地域手当と診療手当に限られておりました。しかしながら、病院長が管理者を兼務し、引き続き診療に従事する実態に照らしますと、宿日直や緊急対応等による勤務実績というのが給与に反映されないという不合理が生じることが予見されました。管理者が、引き続き診療に従事する実態に即した適切な処遇を確保し、病院経営と診療体制の安定を図るため、今回改正を行ったものでございます。

次に、改正の概要です。医師である管理者に支給できる手当の項目を、公営企業給与条例に定める地域手当、特殊勤務手当及び宿日直手当というふうに規定をしまして、宿日直勤務や待機といった緊急対応を行った場合にも、適正な手当が支給できる仕組みとしております。あわせて、これら手当につきまして、公営企業給与条例に規定する手当であることが明確に読み取れるよう、条文の整理を行っております。

なお、今回の規定の見直しにつきましては、病院事業管理者の異動内示があつてから、勤務条件の調整に時間を要したために、２月議会の会期中での上程ができなかったものです。一方で、４月からの新体制の下、支給基準の明確化を先送りできないというふうに判断をし、令和８年４月１日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

施行日は、専決処分日である、令和８年４月１日としております。

事情をお酌み取りいただき、御承認いただけますようお願い申し上げます。説明は以上です。

◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 改正案が、比較表が出てるんですけども、これ、過去、病院長が管理者になっておられたような状況もありましたね。ですから、このたび、この条例の改正については、この改正前・改正後、結果、今回は病院長がなられるということで、この改正になるんですけども、これ、また元に戻って、病院長じゃなくて、ほかの方が管理者になった場合は、また、この条例っていうのは、改正になるんですか、どうなのかということ。なるのであるならば、それはいいんですけども、ならないってことだったら、以前の病院長の時代に、どういう状況で、この条例は変わってたのか、変わってなかったのか、その辺り、ちょっと教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。まず、今回の条例改正につきましては、いわゆる支給することができる規定になりますので、病院長じゃなくて、ほかの方が管理者になった場合は、支給はされないということになりますので、特に条例をその都度改正するっていうようなことはございません。以前からこの条例は、ずっとこのままでしたので、恐らく、以前、宿日直をするような、その勤務実績っていうのがなかったんじゃないかなというふうなことで認識しております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 以前の分で、そのまま、この手当を支給することができるというふうな、でき

る規定であって、それで、以前の病院長は、管理者になっても、その支給はやってきてたということで理解していいですかいな。そうじゃなくって、以前はできたんだけど、今の病院長が、管理者になった場合には、できないということで、こういうふうに変えたのか、以前はできたんだけど、今回はできないという、その辺りが、ちょっとよく私は理解ができませんけど、どうということなんですか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。今回、特に条例を改正した経緯としましては、今の病院長が外科の先生ということで、宿日直を通常やられてたということが、一番大きなところでございます。宿日直をされますと、1回当たり4万何がしの手当が支給されるんですけど、それが全く支給されなくなるということでございます。以前は、恐らく、通常は管理者になられたら、宿日直というような勤務体制はされないということになりますけど、今回は、病院長の意向で宿日直もされるというようなことがございましたので、宿日直をされた場合に手当が支給できるように、今回改正をさせていただいたというものになります。以上です。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 確認ですけれども、従来の条例では、地域手当及び診療手当を支給することができるということは、宿日直の手当は、この中には含まれないということで、新たに、こうして条例を改正したということで理解してよろしいですか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。そういった御認識で間違いないと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほかありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 条例改正の目的は分かったんですけど、現在の改正前のところで、診療手当っていうのがありますよね。この診療手当っていうのは、条例の中に、こういう手当がないんですけど、どんな手当だったんですかね。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。診療手当はもともと鳥取市立病院職員の給与に関する規程のほうに定義をされておりまして、それは、特殊勤務手当として定義をされているものでございます。中身としましては、医療に従事したときに、これこれの金額で支給ができるというような規定になっております。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 改正後の地域手当、特殊勤務手当、宿日直手当、給与規程、一般的に規定されているものによる、その見込額っていいですか、予定額、内訳を教えてくださいませんか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。見込額につきましては、まず、診療手当、これは、規定上の話でございますけれども、38万円になりますし、それから、宿日直手当につきましては4万1,000円です。1回当たりでございますので、回数によって金額は変わってきます。それから、地域手当につきましては、およそ11万ということになっております。よろしかったでしょうか。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 最初に言われたのが、診療手当 38 万円でしたけれども、お聞きしたのが、改正後の地域手当、特殊勤務手当、宿日直手当とお聞きしまして、２番目の特殊勤務手当が診療手当ということで説明されたんでしょうか。また、その 11 万円は、先ほどと同じように、この 3 つですね、1 回当たりという、全ての金額が 1 回当たりという金額でしょうか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 職員課、入江です。そうですね、診療手当、特殊勤務手当の中にもう一つ、待機手当というのがございまして、待機手当は、1 回当たり 1,200 円となります。診療手当は月額ですし、それから、地域手当も月額となっております。以上です。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 もう一度お聞きします。改正後の、40 ページの一番下のところですね、3 つあって、3 つの内訳をお聞きしたわけですけど、特殊勤務手当の御回答がなかったように思うんですけど、いかがでしょうか。

◆吉野恭介委員長 入江課長。

○入江卓司職員課長 申し訳ありません、説明がちょっと悪くて。特殊勤務手当の中に、今回あるのは、診療手当と待機手当が特殊勤務手当となっておりますので、先ほど、金額のほう説明させていただいたとおりでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第 74 号専決処分事項の報告及び承認についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は承認すべきものと決定されました。

以上で、総務企画委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

午前 11 時 16 分 閉会

令和 8 年第 2 回臨時会 総務企画委員会

(議案審査)

日 時：令和 8 年 5 月 8 日（金）

本会議休憩中

場 所：本庁舎 7 階全員協議会室

総務部・危機管理部

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第 70 号 令和 8 年度鳥取市一般会計補正予算（第 1 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 72 号 財産の取得について
- ・議案第 73 号 専決処分事項の報告及び承認について
- ・議案第 74 号 専決処分事項の報告及び承認について